

平成28年度より
拡充しました

住宅や店舗の新築・増改築・リフォームに 郡上産の木材を使ってみませんか？

～郡上市産材住宅建設等支援奨励金をご活用ください～

【新築・増改築】



▲構造材（柱や梁等）に郡上市産材を使用

【リフォーム】



▲内装材（壁・床・天井）に郡上市産材を使用

半年後の事前告知

平成29年4月1日から、新規定住者の定義は「平成12年4月1日以降に郡上市民になられた人」から「申請日の属する年度から10年前の年度の4月1日以降に郡上市民になられた人」へ変更になります。

新築（購入）

■奨励金の額■

※新規定住者は住宅・店舗の新築に加えて住宅の購入も対象になりますが、既定住者は住宅・店舗を新築される場合に限ります。

【新規定住者（平成12年4月1日以降に郡上市民になられた人）】※

半年後の事前告知

①住宅を新築
または購入

+

②市内建築業者と契約
(新築木造の住宅)

+

③構造材の80%以上が
郡上市産材（新築のみ）

10万円

20万円

20万円

▲①～③の該当するものの合計額が奨励金の額です。例えば①、②、③全てを満たす場合は50万円となります。

【既定住者（上記以外の郡上市民）または市内に事業所等を有する個人・法人】

市内建築業者と契約
(新築木造の住宅・店舗)

かつ

構造材の80%以上が
郡上市産材

40万円

増改築・リフォーム

■奨励金の額■

【郡上市民または市内に事業所等を有する個人・法人】

①市内建築業者と契約し構造材に郡上市
産材を使用した住宅や店舗の「増改築」

郡上市産材 1立方メートル
あたり 2万円（上限20万円）

②市内建築業者と契約し内装材に郡上市産材を
10m²以上使用した住宅や店舗の「リフォーム」

郡上市産材 1平方メートル
あたり 2千円（上限20万円）

▲新規定住者は、住宅を購入された場合は上記の奨励金に10万円が加算されます。

▲増改築において、構造材に加えて内装材に郡上市産材を使用される場合でも上限は20万円となります。

注) 本制度を利用される人は、必ず購入する日、上棟する日、着工する日の2週間前までに申込書を提出してください。

問 農林水産部林務課 ☎ 67-2121 （申込書等は、下記の郡上市ホームページでもダウンロードできます）

<郡上市ホームページ→各課からのお知らせ→農林水産部林務課→「郡上市産材住宅建設等支援奨励金制度を拡充しました」>